

教育基本法「改正」についての私たちの見解

私たちは昨年5月15日、数学教育協議会常任幹事会の名で、“教育基本法「改正」に反対する”声明を出しました。

しかし国会では、改正の理由はついに明らかにされず、慎重審議を求める大多数の国民の声も反映されず、さらには、タウンミーティングでの「やらせ発言」問題、「愛国心」教育の問題、「いじめ問題」、必修科目の「履修不足」問題など、問題点が多岐にわたって噴出したにもかかわらず、政府与党はまともな答弁もせず12月15日数の力で可決しました。

この強行採決はとても納得できるものではありませんが、私たちは次の段階に向けて新たな活動を考えて行かなくてはなりません。

審議の過程で明らかになったように、内心の自由について政府は「子どもの愛国心を評価するのは難しい」と答え、「日の丸・君が代」強制については「批判する子どもの思想・信条は自由です」と答弁せざるを得ませんでした。また、教育の自由について、1976年の最高裁旭川学力テスト判決が憲法から直接導き出した「教育内容への国家権力の介入は、できるだけ抑制的でなければならない」という論理を認めざるを得ませんでした。

このように、教育基本法が「改正」されたからといって、内心の自由・教育の自由などが侵害されたり、教育内容への無制限の介入が許されたりするわけではありません。これらの自由を保障し、恒久平和を謳っている日本国憲法を守り抜いていくことが、今極めて大切になっています。また、今後予定されている、学習指導要領の改訂、「教育振興基本計画」の策定など、競争や管理・統制や教育内容の押しつけを、これ以上増やすことのないように、努力していく必要があります。

それとともに私たちは、活動方針に則り、地道で着実な取り組みをする中で、たのしくわかる数学教育の創造をめざします。

2007.2.11 数学教育協議会 全国委員会